

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第37号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 略</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 <u>一般競争入札</u>（第164条～第178条）</p> <p>第164条～第176条 略</p> <p><u>第176条の2（電子入札システムによる事務処理）</u></p> <p>第177条・第178条 略</p> <p>第3節 <u>指名競争入札</u>（第179条～第183条）</p> <p>第179条 略</p> <p>第180条（<u>競争入札参加資格審査申請書等</u>）</p> <p>第181条～第183条 略</p> <p>第4節 略</p> <p>第5章～第11章 略</p> <p>附則</p> <p>（出納員の設置等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>出納員、収入取扱員、物品取扱員及び会計員（次項において「会計職員」という。）は、知事の補助機関である職員のうちから、知事が命ずる。この場合において、出納局会計課長の職にある者は、辞令を用いず、出納員に命ぜられたものとし、出納局の各課に勤務する職員（会計課長を除く。）は、辞令を用いず、会計員に命ぜられたものとする。</u></p> <p>7 <u>知事の補助機関である職員以外の職員に会計職員を命ずるときは、当該</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 <u>契約</u>（第142条～第187条）</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 <u>一般競争契約</u>（第164条～第178条）</p> <p>第164条～第176条 略</p> <p>第177条・第178条 略</p> <p>第3節 <u>指名競争契約</u>（第179条～第183条）</p> <p>第179条 略</p> <p>第180条（<u>入札指名願等</u>）</p> <p>第181条～第183条 略</p> <p>第4節 略</p> <p>第5章～第11章 略</p> <p>附則</p> <p>（出納員の設置等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>出納員、収入取扱員、物品取扱員及び会計員は知事の補助機関である職員のうちから、知事が命ずる。この場合において、出納局の各課に勤務する職員は、辞令を用いず、会計員に命ぜられたものとする。</u></p>

職員は、会計職員である間は、知事の補助機関である職員に併任されたものとする。

(保証金の減免)

第152条 略

(1) 略

(2) 略

ア 略

イ 一般競争入札の方法による契約を締結する場合において、契約の相手方が国（独立行政法人及び公社を含む。）又は地方公共団体と過去において当該契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ・エ 略

オ 指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(履行遅滞に対する遅延損害金)

第153条 略

2 前項の遅延損害金は、契約金と相殺する旨を併せて約定するものとする。

第2節 一般競争入札

(入札)

第168条 略

2 契約担当者は、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（以下「電子入札システム」という。）により入札をさせる場合は、前項の規定にかかわらず、指定日時までに、入札書に記載すべき事項を当該契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させるものとする。

3 略

(保証金の減免)

第152条 契約担当者は、次に定めるところによりその保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 略

(2) 契約保証金の場合

ア 略

イ 一般競争契約を締結する場合において、契約の相手方が国（独立行政法人及び公社を含む。）又は地方公共団体と過去において当該契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ・エ 略

オ 指名競争契約又は随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(履行遅滞に対する遅延損害金)

第153条 略

2 前項の遅延利息は、契約金と相殺する旨を併せて約定するものとする。

第2節 一般競争契約

(入札)

第168条 略

2 契約担当者は、電子情報処理組織（香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により入札をさせる場合は、前項の規定にかかわらず、指定日時までに、入札書に記載すべき事項を当該契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させるものとする。

3 略

(開札)

第170条 略

2 前項の規定にかかわらず、電子入札システムにより行う入札の開札においては、契約担当者が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。

(落札者への通知)

第176条 略

(電子入札システムによる事務処理)

第176条の2 電子入札システムにより行う入札に係る事務の取扱いについては、この規則に定めるもののほか、別に定める。

(契約書の交換等)

第177条 略

(せり売り)

第178条 契約担当者は、動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、一般競争入札の規定を準用し、せり売りに付することができる。

第3節 指名競争入札

(競争入札参加資格審査申請書等)

第180条 指名競争入札に参加しようとする者は、別に定めるところにより、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を記載した競争入札参加資格審査申請書に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、その記載内容に基づき競争入札参加資格者名簿に登載しなければならない。

(入札参加者の指名)

第181条 契約担当者は、指名競争入札に付そうとするときは、契約の種類、目的及び金額に応じ前条第2項の競争入札参加資格者名簿に登載した者で

(開札)

第170条 略

(落札者への通知)

第176条 略

(契約書の交換等)

第177条 略

(せり売り)

第178条 契約担当者は、動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、一般競争契約の規定を準用し、せり売りに付することができる。

第3節 指名競争契約

(入札指名願等)

第180条 指名競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を明らかにした入札指名願書(第69号様式)に契約担当者が必要と認める書類を添えて契約担当者に提出しなければならない。

2 契約担当者は、前項の入札指名願書を受理したときは、その記載内容に基づき、契約の種類ごとに入札指名人名簿に登載しなければならない。

(入札参加者の指名)

第181条 契約担当者は、指名競争入札に付そうとするときは、契約の種類、目的及び金額に応じ入札指名人名簿に登載した者で当該入札に参加するこ

当該入札に参加することができる資格を有するものの中から最も相当と認める者を、予定価格が700万円以上のときは7人以上、700万円未満のときは5人以上指名しなければならない。ただし、指名する者の数の確保が困難な場合は、この限りでない。

(準用規定)

第183条 第164条、第165条及び第167条から第177条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

(随意契約ができる場合)

第184条 略

(1)～(7) 略

(8) 略

ア 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)、同条第26項に規定する地域活動支援センター(以下「地域活動支援センター」という。)又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設。

イ 略

ウ ア又はイに準ずる者として知事の認定を受けた者

(9) 次に掲げる施設等から役務の提供を受ける契約をするとき。

ア 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所又はこれらに準ずる者として知事の認定を受けた者

イ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター又はこれらに準ずる者として知事の認定を受けた者

(10) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子福祉団体又はこれに準ずる者として知事の認定を受けた者(以下「母子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者

とができる資格を有するものの中から最も相当と認める者を、なるべく5人以上指名しなければならない。

(準用規定)

第183条 第164条、第165条及び第167条から第177条までの規定は、指名競争契約の場合に準用する。

(随意契約ができる場合)

第184条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

(1)～(7) 略

(8) 次に掲げる施設等において製作された物品を買い入れる契約をするとき。

ア 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第13項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)、同条第22項に規定する地域活動支援センター(以下「地域活動支援センター」という。)又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第15項に規定する就労移行支援又は同条第16項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設

イ 略

(9) 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約をするとき。

(10) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第

が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から受ける契約をするとき。

(11)～(16) 略

(見積書の徴収)

第186条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示し、2人以上の者（印刷の請負の契約、物品の買入れの契約又は第184条第6号に規定する契約で、その予定価格が50万円を超えるものを随意契約によりしようとする場合にあっては、3人以上の者。以下同じ。）から見積書を提出させなければならない。ただし、契約担当者において2人以上の者から見積書を提出させることが困難又は不適当と認めるときは、この限りでない。

(準用規定)

第187条 第176条から第177条までの規定は、随意契約の場合に準用する。

別表第3（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課の出納員	略	
	危機管理課の収入取扱員	略
	くらし安全安心課の収入取扱員	第29条第3号に掲げる収入のうちくらし安全安心課の所掌に係るものの収納
	環境政策課の収入取扱員	略
	略	
	建築指導課の収入取扱員	第29条第3号に掲げる収入のうち建築指導課の所掌に係るものの収納
略		
所の出納員（県外出納員を	税務課の収入取扱員	第34条の2第1項第6号に掲げる債権の収納（出納員並びに川部みどり園及び高松港管理事務所の収入取扱員が収

3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から受ける契約をするとき。

(11)～(16) 略

(見積書の徴収)

第186条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示し、2人以上の者（第184条第6号の契約でその予定価格が50万円を超えるものを随意契約によりしようとする場合にあっては、3人以上の者。以下同じ。）から見積書を提出させなければならない。ただし、契約担当者において2人以上の者から見積書を提出させることが困難又は不適当と認めるときは、この限りでない。

(準用規定)

第187条 第176条及び第177条の規定は、随意契約の場合に準用する。

別表第3（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課の出納員	略	
	危機管理課の収入取扱員	略
	環境政策課の収入取扱員	略
	略	
	建築課の収入取扱員	第29条第3号に掲げる収入のうち建築課の所掌に係るものの収納
	略	
略		
所の出納員（県外出納員を	税務課の収入取扱員	第34条の2第1項第6号に掲げる債権の収納（出納員及び高松港管理事務所の収入取扱員が収納するものを除く。）

除く。)	納するものを除く。)	
略		
子ども女性相談センターの出納員	略	
川部みどり園の出納員	川部みどり園の収入取扱員	川部みどり園の第34条の2第1項第6号に掲げる債権の収納(出納員及び税務課の収入取扱員が収納するものを除く。)
保健医療大学の出納員	略	
産業技術センターの出納員	産業技術センター発酵食品研究所の収入取扱員	産業技術センター発酵食品研究所の行政文書公開手数料等の収納
略		

別表第6 (第51条、第56条関係)
支出負担行為の整理基準等
(その1)

科目	説明	支出負担行為として決裁を受け処理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	支出の命令に必要な主な書類
1～11	略				
12 役務費	通信郵便、運搬、信書、便、電信、電話	運賃先払いによる運搬料、到着荷物の保管料、	略		

除く。)		
略		
子ども女性相談センターの出納員	略	
保健医療大学の出納員	略	
産業技術センターの出納員	産業技術センター発酵食品研究所の収入取扱員	産業技術センター発酵食品研究所の発酵菌の売払代金及び行政文書公開手数料等の収納
略		

別表第6 (第51条、第56条関係)
支出負担行為の整理基準等
(その1)

科目	説明	支出負担行為として決裁を受け処理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	支出の命令に必要な主な書類
1～11	略				
12 役務費	通信郵便、運搬、信書、便、電信、電話	運賃先払いによる運搬料、到着荷物の保管料、	略		

	料及 び運 搬料	治療に要 する経費、 後納契約 又は単価 契約によ るもの及 びあらか じめ見積 りをする ことがで きないも の
保管 料 広告 料 手数 料	地方 債事 務取 扱手 数料	
略		略
13~28 略		

備考 略

(その2)

略

帳簿その他の様式

1・2 略

目 次

様式番号

第1号~第68号 略

第69号

第70号~第135号 略

様式の名称

削除

関係条文

	料及 び運 搬料	治療に要 する経費、 後納契約 又は単価 契約によ るもの
保管 料 広告 料 手数 料	地方 債事 務取 扱手 数料	
略		略
13~28 略		

備考 略

(その2)

略

帳簿その他の様式

1・2 略

目 次

様式番号

第1号~第68号 略

第69号

第70号~第135号 略

様式の名称

入札指名願書

関係条文

第180条

（日本工業規格A列4番）

入札指名願書

年 月 日

契約担当者殿

住 所 _____

商号又は名称 _____

代 表 者 _____ ㊟

営業種目 _____

何年度において、上記の種目について指名競争入札に参加したいので関係書類を添えてお願いします。

なお、入札指名願書のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

所管営業所	商号又は名称	所在地	電話	営業所の代表者
所管営業所の受任事項	委任者		受任事項	
			入札（見積） 契約 代金の請求、受領	
入札に使用する印影届	(所在地の見取図)			

備考 この願書には、経歴書その他契約担当者において必要と認める書類を添付すること。

経 歴 書				
区 分	事 項			
1 営業経歴				
2 営業種目の 詳 細				
3 特約店、代 理店及び主 要取引メー カー関係				
4 従業員の数				
5 店舗、工場 等の設備状 況				
6 資 本	払込資本額	資本積立金等	欠損金	現在資本額
7 取引銀行名				
8 主要取引先				
9 主要品目の 取引状況	主な取引品目	前年度中（1年間）の 販売（生産）実績		主な取引（販売）先
		数 量	金 額	
10 参考事項				

- 備考 1 営業経歴は、創業から現在に至る経歴を記載のこと。
- 2 特約店及び代理店関係については、これを証明する書類を添付のこと。
- 3 資本積立金等の欄は、資本剰余金及び利益剰余金のうち利益準備金を記載すること。
- 4 契約の種類によって、本書により難しいときは本様式に準じて作成すること。

第81号様式（その1）（第244条関係）

（日本工業規格A列4番）

現金出納日報（指定金融機関用）

		年度	年月日		
				店舗名	国
区	分	一般（特別）会計	歳入歳出外現金	年度経過未払金	基金
収	前日し	現金			
	め後分	証券			
	本日分	現金			
	指	証券			
納	小	代理等			
	公	計替			
	金	振替			
	振	計替			
支	支	当座借越			
	公	預金繰替			
	金	等			
	振	計			
払	支	当座借越			
	公	預金繰替			
	金	等			
	振	計			
残高	前日				
支出命令	支払書受領額				
所	属	更正	十	摘要	
日報添付の支払書枚数				枚	

備考 本表は、3部複写とすること。

第81号様式（その1）（第244条関係）

（日本工業規格A列4番）

現金出納日報（指定金融機関用）

		年度	年月日		
				店舗名	国
区	分	一般（特別）会計	歳入歳出外現金	年度経過未払金	土地開発基金 その他基金
収	前日し	現金			
	め後分	証券			
	本日分	現金			
	指	証券			
納	小	代理等			
	公	計替			
	金	振替			
	振	計替			
支	支	当座借越			
	公	預金繰替			
	金	等			
	振	計			
残高	前日				
支出命令	支払書受領額				
所	属	更正	十	摘要	
日報添付の支払書枚数				枚	

備考 本表は、3部複写とすること。

第81号様式（その2）（第244条関係）

（日本工業規格A列4番）

現金出納日報（指定代理金融機関用）

年度	年月日
	店舗名 印

収		納	
区	分	件数	金額
合	計		
一	般（特 別）会 計		
歳	入 歳 出 外 現 金		
年	度 経 過 県 未 払 金		

支		払			
区	分	件数	支払済額	未払額	支 払 書 額
合	計				
母	子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計				
小	規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 特 別 会 計				
年	度 経 過 県 未 払 金				

支払資金残高			
--------	--	--	--

摘要

備考 本表は、2部複写とすること。

第81号様式（その2）（第244条関係）

（用紙寸法B5）

現金出納日報（指定代理金融機関用）

年度	年月日
	店舗名 印

収		納	
区	分	件数	金額
合	計		
一	般（特 別）会 計		
土	地 開 発 基 金		
歳	入 歳 出 外 現 金		
年	度 経 過 県 未 払 金		

支		払			
区	分	件数	支払済額	未払額	支 払 書 額
合	計				
母	子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計				
小	規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 特 別 会 計				
年	度 経 過 県 未 払 金				

支払資金残高			
--------	--	--	--

摘要

備考 本表は、2部複写とすること。

第81号様式の2 (第244条関係)

(日本工業規格A列5番)

現金収納日報

年度	年月日
	店舗名 印

区	分	件数	金額
合計			円
一般(特別)会計			
歳入歳出外現金			
摘要			

備考 本表は、2部複写とする。

第81号様式の2 (第244条関係)

(用紙寸法B6)

現金収納日報

年度	年月日
	店舗名 印

区	分	件数	金額
合計			円
一般(特別)会計			
土地開発基金			
歳入歳出外現金			
摘要			

備考 本表は、2部複写とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第180条第2項に規定する入札指名人名簿は、改正後の第180条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿とみなす。
- 3 改正前の香川県会計規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。